

令和 6 年 5 月 31 日
学校法人茶屋四郎次郎記念学園
東京福祉大学・大学院

第三者委員会設置要領

第一 目的

学校法人茶屋四郎次郎記念学園（以下「本法人」という。）及び東京福祉大学・大学院（以下「本学」といい、本法人と本学を併せ「本法人等」という。）は、本法人理事長及び本学学長であった中島恒雄氏（以下「中島氏」という。）が、平成 20 年 1 月、強制わいせつ容疑で逮捕されたことを受け、平成 20 年 6 月 27 日、中島氏が本法人の理事長・理事及び本学の学長・教授等として復帰することを認めない旨の方針を公表（以下「平成 20 年公表」という。）したにもかかわらず、令和 2 年 11 月、中島氏が本法人理事長及び本学学長に復帰したこと等について、その管理運営上の経緯、背景及び原因等に関する調査、検証及び評価を行い並びに調査によって問題点が判明した場合には、改善策について提言を受けるため、第三者委員会を設置する。

第二 調査事項

- 1 平成 20 年公表以降、本設置要領施行日現在までの中島氏の本法人等への関与の実態、経緯、背景及び原因
- 2 平成 20 年公表に反し、令和 2 年に中島氏が本法人理事長及び本学学長に復帰するに至った経緯、背景及び原因
- 3 令和 5 年に中島氏が本法人理事長及び本学学長を退任し、本法人等が第三者委員会を設置にするに至った経緯及び背景
- 4 上記 1～3 の調査によって本法人等の管理運営上の問題点が判明した場合には、当該問題点に関する改善策
- 5 その他一切の関連事項

第三 委員

- 1 第三者委員会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員長は、委員の他に委員の補助として弁護士資格を有する補助者（以下「委員補助者」という。）を調査・検証に充てることができる。
- 3 委員長は、委員の補助として、本法人等の職員を構成員とする事務局を設置することができる。ただし、当該事務局は、第三者委員会に直属するものとし、当該事務局を構成する職員に守秘義務を負わせる等、当該事務局と本法人等との間に厳格な情報隔壁を設けるものとする。

第四 委員長等

- 1 第三者委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、第三者委員会の会務を統括し、第三者委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

第五 運営

- 1 委員長は、第三者委員会を招集し、開催する。
- 2 第三者委員会の会場は、委員長が決定する。
- 3 第三者委員会は、非公開とする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び委員補助者以外の者に第三者委員会への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 5 第三者委員会の運営は、本設置要領の定めに従うほか、日本弁護士連合会が公表している「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010年12月17日改訂）に準拠するものとする。

第六 調査実施期間及び調査の手法

- 1 調査を実施する期間は、令和6年4月15日から令和6年9月13日

ころまでとする。

- 2 調査は、本法人等の役職員（教職員を含む。）及び関係者等（以下「本法人等関係者等」という。）からの聴取りのほか、適宜、資料閲覧、本法人等関係者等へのアンケート等により行うものとする。

第七 報告書

第三者委員会における全ての調査が終了した後、第三者委員会は、本法人理事長に対して、報告書（以下「調査報告書」という。）を提出する。なお、第三者委員会は、調査報告書の提出前に、その全部又は一部を本法人等に開示しないものとする。

第八 守秘義務

委員、委員補助者及びその他第三者委員会に関与した者は、職務上知り、また知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

第九 独立性・中立性・公平性

- 1 第三者委員会は、本法人等のステークホルダー全体の利益のために設置され、本法人等から独立した地位を有し、本法人等からの干渉を受けず、中立かつ公正に客観的な調査を行うものとする。
- 2 調査報告書の起案権は、第三者委員会に専属する。
- 3 第三者委員会は、調査の結果、本法人等の理事、評議員及び役職員（退任又は退職済みの者も含む。）に不利な事実が判明した場合であっても、これを調査報告書に記載するものとする。
- 4 第三者委員会は、本法人等による十分な協力が得られない場合又は調査に対する妨害行為があった場合、その状況を調査報告書に記載することができるものとする。
- 5 本法人等は、第三者委員会から提出された調査報告書（第三者委員会が個人のプライバシー保護等を理由として調査報告書の原版と公表版を作成した場合は、当該公表版をいう。）を、遅滞なく、公表するも

のとする。

- 6 第三者委員会が調査の過程で収集した資料等については、第三者委員会が処分権を専有するものとする。
- 7 本法人等と第三者委員会は、この要領と本法人等の間で締結される委任契約に定められている権利義務関係を除き、委員及び委員補助者が法人等、中島氏、第六第2項に基づく聴取り対象者との間に利害関係を有しないことを確認する。なお、第六第2項に基づく聴取り対象者については、聴取りに先立ち、法人等が第三者委員会に対しその氏名を記載した名簿を提出し、第三者委員会において委員及び委員補助者との利害関係の有無を判断するものとする。

第十 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本法人理事長が別に定める。

第十一 要領の改廃

この要領の改廃は、本法人理事長が決定する。

附 則

この要領は、令和6年5月31日から施行する。

(別紙)

第三者委員会委員

	氏名	所属等
委員	前田俊房	弁護士 前田俊房法律事務所
委員	中村あゆ美	弁護士 関東法律事務所
委員	遠藤泰裕	弁護士 永沢総合法律事務所